

白川町商工会だより

3月号(第360号)

令和8年3月5日発行

白川町商工会

TEL: 0574-72-1205

FAX: 0574-72-2405

決算・確定申告のご相談は予約制のためご協力ください。

予約をされず来会された場合、お待ちいただくこととなります！！

所得税・贈与税の確定申告・納付期限は、3月16日(月)まで。

消費税の申告・納付期限は、3月31日(火)までです。お急ぎください。

商工会での電子申告をご希望の方は、3月12日(木)まで受付とさせていただきます。

(事前予約:白川町商工会TEL72-1205)

【決算・確定申告相談時の持ち物】

- 令和7年分確定申告のお知らせのハガキ(税務署より)
- 昨年分の申告書等の控え
- マイナンバー(本人、控除対象配偶者・扶養者 ※16歳未満も含む)
- 源泉徴収票(給与・公的年金等)
- 売上や経費のわかる帳簿
- 生命保険・社会保険料等の控除証明書
- 医療費控除・寄附金の領収書
(医療費は、医療を受けた人・病院毎に集計してご来会ください。)
- 住宅ローンに関する書類(ローン残高証明書など)

※ 申告相談は随時行っております。混雑を避けるためお早めにご相談ください。

※ 決算支援手数料をいただきます。

所得税1件 会員:3,000円、非会員10,000円

消費税1件 会員:3,000円、非会員10,000円

インボイス発行事業者は、消費税の確定申告が必要です！

免税事業者が、インボイス発行登録を受けた場合には、消費税の確定申告が必要です。申告にあたり、納税額を売上税額の2割に軽減できる、「2割特例」の適用が可能です。「2割特例」を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。最大4回分の確定申告が可能です。

基準期間(2年前)の課税売上高が1,000万円を超える場合や高額な資産を仕入れた場合、課税期間を短縮している場合など、「2割特例」の適用を受けることができない場合もあります。

消費税の申告・納付期限は、3月31日(火)までです。お早めにご相談ください。

移動商工会（3月）のお知らせ！

移動商工会では、決算・確定申告の相談を行います。黒川会場は大変混み合うため、事前に予約を頂いた方を優先に相談に応じます。

ご希望の方は、早めにご予約をお願いします。

（事前予約制:白川町商工会TEL72-1205） ご連絡よろしくをお願いします。

相談実施日	時間	開催場所
3月9日（月）	午前10時～午後4時	黒川 ふれあいセンター

税理士による決算・確定申告相談のお知らせ！

税理士による決算・確定申告相談を白川町商工会にて次の日程にて行います。

消費税の申告、土地・株などの売買・譲渡などのご相談にご利用下さい。

完全予約制のため、ご希望の方は、早めに事前予約のご連絡をお願いします。

（事前予約:白川町商工会TEL72-1205）

確定申告相談日	時間	専門税理士
3月12日（木）	午後1時30分～午後4時30分	田口康生 税理士

【この相談会は、岐阜県の補助金を受けて実施しています。】

※ 決算書・申告書相談内容に関する資料(前年の控えなど)を揃えてお越しください。

しっかり記帳を行い、経営内容を把握して、節税対策や経営改善を図りましょう！

ビジキャンしらかわ『創業・継業・補助金・IT 専門家個別相談会』！

令和8年4月より毎月1回、これから創業したい方、白川町に移住して起業してみたい方、創業間もない方、事業を譲りたい・引き継ぎたい方、補助金、IT 活用してみたい方を対象に専門家個別相談会を開始します。「事業計画」「資金調達」「マーケティング」「ブランディング」など、将来の事業展開等についてワンストップで専門家に直接相談できる機会です。ぜひご参加ください！

日程が決まり次第、商工会ホームページや公式 LINE でお知らせいたします。

完全予約制となっていますので参加ご希望の方は、白川町商工会または白川町役場振興課へお問い合わせください。

【場 所】 白川町役場会議室

白川町商工会公式 LINE ともだち登録してね→

【相談料等】 無 料

【申 込 先】 白川町商工会(TEL:72-1205)・白川町役場振興課(Tel:72-1311)

【そ の 他】 予約制につき、必ず事前に連絡をお願いします



令和8年3月分からの健康保険料率変更のお知らせ！



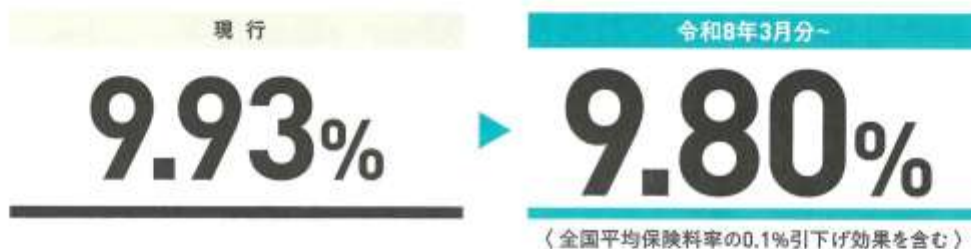
加入者・事業主の皆さまへ
事業所内で回覧をお願いいたします。

岐阜
支部

けんぽともっと! 健康をもっと!

令和8年3月分(4月納付分)からの 保険料率のお知らせです

健康保険料率



※令和8年4月分(5月納付分)より子ども・子育て支援金制度が始まります。
※健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は労使折半となります。
※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、令和8年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら



健康保険料率9.80%のうち、6.56%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、
3.24%分は 後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。
★ご加入の支部は資格情報のお知らせ等の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)

小規模企業の
会社役員の
みなさまへ

会社の役員なら / 小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の
特長

小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならご本人でも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます

制度のメリット

掛金は全額所得控除
掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

受取時も税制メリット
共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】 平日9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です



小規模企業共済

小規模共済

検索

Be a Great Small.
中小機構

2021.6

入ってよかった!

中退共 小企業退職金共済制度

中小企業の従業員と会社を応援する国の退職金制度です



中退共制度についての6つのポイント&メリット

中小企業の資格に
メリットの多い制度です!



point

1 掛金の一部を国が助成

初めて中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に、国が掛金の一部を助成します。(注1)

メリット

掛金の1/2を国が1年間助成します!

point

2 掛金は非課税

掛金は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。(注2)

メリット

掛けた分は全額非課税です!

point

3 簡単な管理

掛金は口座振替で手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせしますので、管理が簡単です。

メリット

口座振替なので毎月手間要らず!

point

4 短時間労働者向けの掛金

短時間労働者には、一般の従業員より低い特例掛金月額も用意しています。また、新規加入時の掛金助成に上乘せがあります。

メリット

特例掛金、助成上乘せ補助あり!

point

5 掛金月額の選択

掛金月額は、従業員ごとに16種類から選択できます。また、掛金月額は変更も可能で、賃金や勤続年数等を基準にして設定できます。

メリット

従業員ごとに金額設定可能!

point

6 家族従業員も加入可能

従業員である実態があれば家族であっても加入できます。ただし、書類の提出を求める場合があります。(注3)

メリット

家族従業員も加入できます!

(注1)一部対象外があります。(注2)資本金の額または出資の総額が1億円を超える法人事業税には、外形標準課税が適用されます。(注3)条件があります。

加入できる企業は中小企業です

常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。ただし、個人企業や公益法人等の場合は、常時雇用する従業員数によります。

一般業種(製造・建設業等)

常用従業員数 資本・出資金
300人以下 3億円以下

卸売業

常用従業員数 資本・出資金
100人以下 1億円以下

サービス業

常用従業員数 資本・出資金
100人以下 5千万円以下

小売業

常用従業員数 資本・出資金
50人以下 5千万円以下

退職金額の目安

掛金が毎月10,000円の場合

5年後 → 608,200円

10年後 → 1,265,600円

20年後 → 2,666,600円

※金額は法令の改訂により変わることがあります。
※短時間労働者には、一般の従業員より低い特例掛金月額も用意しています。